



あれこれ

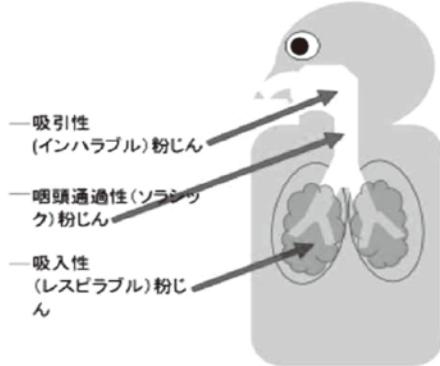
増田労働衛生「コンサルタント事務所
所長 増田稔久

労働衛生の各種情報は「労
働衛生のしおり」（中央労働
災害防止協会発行）で確認さ
れる方も多いでしょう。

最近、その令和3年度版を見直している際に、知らなか
ったカタカナ用語に気付きました。
特に、「ピンクガイドライン」には少々驚きました

が、「ブレクーリング」はこれから熱中症対策で使われる重要な用語と思われます。参考にして下されば幸いです。

1、ピンクガイドライン 厚生労働省が平成28年2月に「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表し、令和



粒子は、粒径が大きなものは鼻腔や咽頭で沈着するのに対し、粒径が小さいものほど肺胞といった呼吸器の深部まで到達します
(厚生労働省ホームページより)

- 口一チ 改正「事業場における労働
- 2、ポピュレーションアプ
- 1 μm (マイクロメートル)

者の健康保持増進のための指針（通称・THP指針）がありました。このガイドラインの冊子がピンク色であることから、「ピンクガイドライン」と呼ばれるようです。正式な略称ではないですが、ピンクガイドラインでWEB検索すると正式なガイドラインがヒットします。

ガイドラインの内容とねらいは、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることなどがないよう、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするために、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における関わりをまとめたものです。

厚労省では情報ポータルサイトも設けており、積極的に取り組みたい課題です。

2、ポピュレーションアプ

1 μm (マイクロメートル)

者（ハリスカアプローチ）に、労働者全体の健康状態の改善を目指すことを意味する「ポピュレーションアプローチ」が加わり、各事業場における健康保持増進計画を推進することとしています。

3、レスピラブル粉じん（粒子） 溶接ヒューム等に関する規制がいよいよ最終段階となり、この4月からは特定化学物質作業主任者の選任も求められています。これらの化学物質やトンネル粉じんに関する報告書において「レスピラブル粉じん（粒子）」が記されま

した。

これは健康障害の原因となる肺胞まで達する概ね粒径 $10 \mu\text{m}$ （マイクロメートル）の細かな粉じんで、「吸入性粉じん」とも言われます。また、この他に左上の図のとおり吸引性（インハラブル）粉じん、咽頭通過性（ソラシック）粉じんと3分類しています。なお、新型コロナウイルスの粒径は、約 $0 \cdot 1 \mu\text{m}$ とされています。

4、ブレクーリング

「ブレクーリング」が記されたのは、令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱でした。

この意味は、暑熱環境において作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えようとすることです。ブレクーリングには、①体表面を冷却する方法と、②冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却する方法があります。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のブレクーリングを検討することが求められています。

～ピンクガイドラインをご存知？～